

資産税課

☎973-15394

①土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

「平成30年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり納税者の縦覧に供します。

【縦覧期間】

4月2日(月)～5月31日(木)

※正午～午後1時を除く

※土・日曜日及び祝日を除く

【縦覧場所】資産税課(本庁舎東棟1階)

【対象】うるま市内に土地・家屋を有する固定資産税の納税者(納税管理人も含む)、またはその代理人(代理人の場合委任状が必要です)。

※縦覧者は印鑑及び本人確認のための納税通知書、運転免許証等が必要です。なお、納税通知書が5月14日までに届いていない方は、資産税課までご連絡ください。

②家屋を取り壊した時の届け出について

家屋の全部または一部を取り壊した時は、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。賦課期日(毎年1月1日)が定められており、家屋を取り壊しても届け出がない場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合がありますので、必ず届け出をお願いいたします。

平成30年度 固定資産税 期別納付期限

《第1期》	平成30年5月31日(木)まで
《第2期》	平成30年7月31日(火)まで
《第3期》	平成30年12月25日(火)まで
《第4期》	平成31年2月28日(木)まで

します。

なお、届け出の様式については資産税課窓口または市ホームページから入手可能です。

③平成30年度固定資産税 第1期の納期が変わります

固定資産の評価替えのため、平成30年度の固定資産税の納税通知書は、5月1日(火)の発送(例年は4月1日)となります。それに伴い第1期の納期限が5月31日(木)に変更となります。

また、各期の納付期限は次のとおりです。

公共下水道接続工事の補助金制度のご案内

公共下水道接続により、快適な生活環境の確保・公共用水域の水質汚濁防止及び浄化の促進を目的とし、排水設備工事(新築工事や農業集落排水事業(津堅島)を除く)を行う者に対し、補助金を交付します。

受付は平成30年4月1日からとし、工事が平成31年1月31日までに終了するものが対象となります。(但し予算に達し次第終了いたします)

【補助金対象者】

- ①公共下水道へ接続できる区域内、建物の所有者又は住居者、若しくは土地の所有者
- ②国、県又は市の同様な制度による補助を受けていない者
- ③市税を滞納していないこと(完納証明書)

合併処理浄化槽から下水道切替工事を行う場合

工事費最大で5万円

単独処理浄化または汲み取り式便所から下水道切替工事を行う場合

工事費最大で10万円

注意!! 下水道接続工事は、指定工事店でなければできません。

指定工事店の連絡先一覧は、下水道課ホームページもしくは下水道課窓口までお問い合わせ下さい。

【連絡先】下水道課 排水管理係 ☎973-7977

【電話受付時間】午前8時30分～午後5時15分

市ホームページは「うるま市役所」→「各課の案内」→「下水道課」→「排水設備指定工事店一覧」をご覧ください。

◆ お問い合わせ ◆ 下水道課 ☎973-7977